

＜傷病共済事業について＞

当組合で現在行っております「傷病共済事業」のご案内です。

◆ 千葉県電気工事工業組合 【傷病共済事業】

		事業主	従業員
掛金	加入金（入会時）	3,000 円	1,500 円
	掛金（毎月）	150 円	120 円
給付金	弔慰金	100,000 円	50,000 円
	負傷見舞金（1ヶ月～3ヶ月未満）	20,000 円	10,000 円
	同（3ヶ月以上）	30,000 円	20,000 円
	病気見舞金（1ヶ月～3ヶ月未満）	20,000 円	10,000 円
	同（3ヶ月以上）	30,000 円	20,000 円

現在の加入者は組合員（全員）と、従業員 34 名です。事業所の福利厚生として、従業員の加入をお勧めします。

◆ 全日本電気工事業工業組合連合会 【弔慰金・見舞金制度】

		事業主	登録事務所	
掛金	掛金（毎年）	600 円		
給付金	弔慰金（電気工事中の事故死）	100,000 円	—	
	同（交通事故死・病死等）	20,000 円	—	
	災害により避難勧告・避難命令が 7 日以上発令された場合		20,000 円	
	火災・風災・水災・雪災により登録営業所が 全半焼・全半壊・または流出してしまった場合		100,000 円	
	水災により登録営業所が床上浸水してしまった場合		20,000 円	
	地震により登録営業所が全壊または半壊してしまった場合		100,000 円	

※①事業所名変更、②代表者名変更、③事業所住所変更、④譲渡、などで登録事項が変更となった場合には、所属する支部まで『組合員変更届』と『会員変更届（弔慰金・見舞金制度用）』の提出を忘れずに行ってください。

◆ 社団法人 全関東電気工事協会

		事業主
給付金	弔慰金	10,000 円

【給付要件】

給付申請には医師の診断書等の添付が必要です（コピー可）

1 年以内に再発した病気には給付されません。

※詳しくはお問い合わせください。
(H23.1.1 現在)